



問5 牛肉を食べるのが不安です。どう行動したらいいのですか。

答

- 1 国と関係各県が協力して、放射性セシウムの暫定規制値を超える牛肉が流通しないよう、各県内のと畜場における牛の全頭検査や、全戸検査の強化などに取り組んでいます。
- 2 この取組の前に、既に汚染稲ワラを与えられた可能性のある牛の肉が一部出荷されていたため、該当する牛の個体識別番号、と畜日、出荷先卸売市場などの情報を公表するとともに、流通途上で該当する牛の肉が発見された場合は、販売中止や、優先的な放射性物質濃度の検査・回収等が行われています(8.問4参照)。
- 3 消費者庁のホームページでも、放射性セシウムに汚染された稲わらを与えられた可能性があり、流通していることが確認された牛について、個体識別番号とそれらの牛の肉の放射性セシウム検査結果を掲載しています。
ご自宅の冷蔵庫などで該当する牛の肉を発見された場合にはお近くの保健所へ連絡してください。



参考

人体への影響の試算

(例)

放射性セシウム(134と137が等量と仮定)が、暫定規制値である500Bq検出された牛肉を1kg 食べた場合の人体への影響は、 $500 \times (1.6 \times 10^{-5})^{*1} = 0.008\text{mSv}$ (ミリシーベルト = Svの1/1,000)となります。

この例で算出した0.008mSvの人体への影響は、今回の原子力発電所事故による影響を除いた、自然放射性物質(放射性カリウムなど)の摂取による年間実効線量(日本平均0.4mSv程度^{*2})の約50分の1です。

(東京からニューヨークに航空機で片道移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約13分の1です。)

(なお、放射性セシウム(134と137が等量と仮定)が、暫定規制値を超える4,350Bq 検出された牛肉を1kg 食べた場合の人体への影響は、 $4,350 \times (1.6 \times 10^{-5})^{*1} = 0.07\text{mSv}$ となります。)

※ 1 経口摂取した場合の成人の実効線量係数(mSv/Bq)

Cs134= 1.9×10^{-5} 、Cs137= 1.3×10^{-5}

(出典:発電用軽水炉施設周辺の線量目標値に対する評価指針(昭和51年9月28日原子力委員会決定、平成13年3月29日一部改定))

放射性セシウム(134と137が等量と仮定) = $1.9 \times 10^{-5} \times 1/2 + 1.3 \times 10^{-5} \times 1/2 = 1.6 \times 10^{-5}$

※ 2 出典:厚生労働省 薬事・食品衛生審議会(平成23年7月12日開催)資料

食品安全委員会「放射性物質を含む稲ワラを給与された可能性がある牛の肉の調査結果(関係省庁の報道発表資料)等について」より



問6 鶏肉や豚肉も心配です。 大丈夫ですか。

答

- 1 私たちが食べる肉用牛は、とうもろこしなどの他に、放射性物質の降下の影響を受けやすい稲わら（問4参照）を与えます。乳用牛は、稲わらではなく、生牧草や牧草をサイロなどで発酵させたサイレージを与えます。
- 2 鶏・豚は、その消化器の仕組みが牛とは違うので、稲わらや牧草は消化できません。したがって、飼料として穀物やその副産物などが与えられており、稲わらは与えられません。
- 3 また、安全な畜産物が生産されるように、穀物やその副産物などを含む家畜の飼料全般について、300Bq（ベクレル）/kg以下の目安を設定し、地域毎にこの目安を下回ることを確認しています。
- 4 なお、各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が集約し公表しています。10月20日まで、鶏卵、鶏肉および豚肉から検出された放射性セシウムの最高濃度は、それぞれ11.4、12.2、270Bq（ベクレル）/kgで、放射性セシウムの暫定規制値500Bq（ベクレル）/kgを下回っています。





問1 野生きのこや、いのししなどの野生獣について、検査はどうなっていますか。

答

1 野生きのこについても、自治体が放射性物質の検査を行い、結果は厚生労働省より公表されています。一部地域の野生きのこから暫定規制値を超える放射性セシウムが確認されたため、林野庁が、野生きのこを採取する方に対して、モニタリング結果や各種制限に関する情報を確認いただくよう、注意喚起を行っています。

2 10月20日現在では、次のように出荷制限や摂取制限の指示が出されています。この地域では、野生きのこを採取することを控えてください。

摂取制限：福島県棚倉町・いわき市、南相馬市

出荷制限：福島県の44市町村(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯舘村、棚倉町、いわき市、南相馬市)

※摂取制限、出荷制限は3.問1参照

3 また、福島県産、宮城県産、栃木県産及び茨城県産のいのししなどの野生獣の肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されました。10月20日現在、4県及び隣接県においては、いのしし、日本鹿、ツキノワグマ、雉などの野生鳥獣の肉の放射性物質検査を行っているところです。

これらの結果については各県のホームページに掲載されています。





問1 水道水に含まれる放射性物質の「指標」はどんなものですか。

答

- 1 水道水中の放射性物質に関する指標は、原子力安全委員会が定める「飲食物制限に関する指標」などにに基づき、
①放射性ヨウ素 300Bq(ベクレル)/kg(乳児の摂取は100Bq/kg)
②放射性セシウム 200Bq(ベクレル)/kg(乳児も同じ)
と定められています。
- 2 各水道事業者(地方自治体)による水道水のモニタリングで、この指標を超える放射性物質が検出された場合には、水道水の飲用を控えてください。(問3参照)
- 3 指標を超える放射性物質が検出された場合であっても、入浴等の生活用水に関しては、飲用による摂取よりも体内に取り込まれる放射性物質の量が相当少ないと考えられるため、使用して大丈夫です。



問2 水道水について、きちんと検査が行われているのですか。

答

1 各都道府県において水道水の放射性物質の検査が行われています。

2 4月4日に厚生労働省がモニタリング方針をまとめ、水道事業を行う地方自治体において、以下のとおり検査を行うこととしました。

- ①当面、放射性ヨウ素と放射性セシウムを対象とし
- ②蛇口の水や浄水場の水を採取して
- ③1週間に1回以上を目途に検査を行う（ただし、指標を超過した場合等では原則毎日測定）

その後、6月30日に、モニタリング方針が一部改正され、表流水^{*}及び表流水の影響を受ける地下水を利用する場合は、1週間に1回以上、表流水の影響を受けない地下水を利用する場合は、1ヶ月に1回以上を目途に検査することになりました。

^{*} 表流水とは、河川、湖沼の水のように完全に地表にあるもの。

3 原子力発電所の事故発生以降、福島県をはじめ、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、埼玉県の一部の水道水において、一時、放射性物質濃度が指標を超過したことから、水道水の摂取制限が行われました。

このため厚生労働省は、福島県及びその近隣の地域（宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県）に対して、重点的にモニタリング検査を行うよう求めています。

4 さらに、厚生労働省のモニタリング方針では、摂取制限について以下のとおり定めています。

- ①原則として、直近3日分の水道水の放射性物質の検査結果の平均値が指標を上回る場合に、摂取制限及び住民への広報の要請を行う
- ②ただし、1回の検査結果でも指標を著しく上回った場合には、摂取制限及び住民への広報の要請を行う

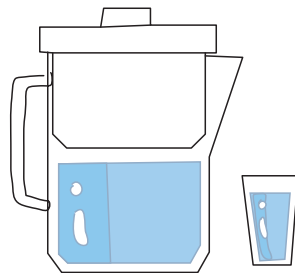
水道水の摂取に関しては、水道事業を行う各地方自治体の広報に従って対応してください。



問3 水道水を飲んだり調理に使ったりするのが不安です。

答

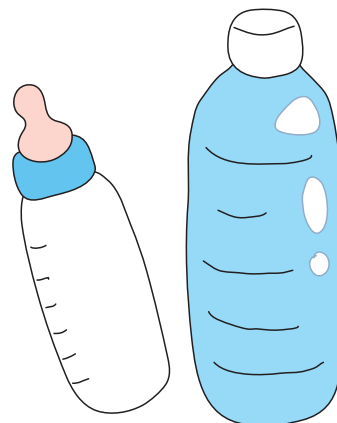
- 1 各水道事業者(地方自治体)による水道水のモニタリングにより、水道水の放射性物質に関する指標を超過していない地域では、水道水を飲んでも調理に使っても大丈夫です。
- 2 指標を超える放射性物質が検出され、当該自治体が水道水の摂取制限を行っている場合には、水道水を飲んだり調理に使ったりすることは控えてください。
- 3 ただし、この水道水の指標は、長期にわたり摂取した場合の健康影響を考慮して設定したものであり、仮に代替となる飲用水が確保できない場合には、一時的に飲用しても健康に影響を及ぼすとは考えられません。特に、乳児の水分補給は重要ですので、このような場合は水分補給を優先させ、水道水を飲ませるようにしてください。
- 4 なお、浄水器は、機種の種類により放射性物質の除去の効果が異なりますので、一概に効果があるとはいえません。



問4 粉ミルクに水道水を使っても大丈夫なのですか。

答

- 1 水道水の放射性物質に関する指標（放射性ヨウ素：乳児の摂取は100Bq（ベクレル）/kg）を超過していない地域については、水道水を粉ミルクに用いても大丈夫です。
- 2 指標を超える放射性物質が検出された場合には、粉ミルクを水道水で溶かすのは控えてください（ただし、代替となる飲料水が確保できない場合は問3の3を参照）。
- 3 なお、3月21日以降、一部の地域の水道水において指標値を超えたために、当該地域で、乳児の飲用を控えるよう摂取制限が行われました。
- 4 その後、モニタリングの結果、水道水に含まれる放射性物質の数値が下がったため、順次、摂取制限は解除されています。10月20日現在、摂取制限が行われているところはありません（乳児を含む）。
- 5 ペットボトルのミネラルウォーター等には、ミネラル分が多く含まれる順で、非常な硬水、硬水、中軟水、軟水に分かれています。粉ミルクを溶く場合は、ミネラル分の多い「非常な硬水」や「硬水」は避けましょう。



1. 関係省庁

-
- 官邸ホームページ 官房長官記者発表
<http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/>
-
- 食品安全委員会ホームページ 「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について」
http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshiro_20110316.pdf
-
- 「放射性物質と食品に関するQ&A」
http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_QA.pdf
-
- 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」
http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_20110329.pdf
-
- 「緊急とりまとめ図解資料」
http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_20110329.pdf
-
- 「放射性物質に関する緊急とりまとめ」に係る用語集
http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_torimatome_yougo_20110329.pdf
-
- 「第2回 放射性物質の食品健康影響評価に関するワーキンググループ会議資料」
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/meetingMaterial/show/kai20110428so1>
-
- 「食品の安全性に関する用語集(第4版)」
http://www.fsc.go.jp/yougoshu/yougoshu_fsc.pdf
-
- 「放射性物質を含む稲ワラを給与された可能性がある牛の肉の調査結果(関係省庁の報道発表資料)等について」
http://www.fsc.go.jp/sonota/fukushima_gyunikukensa.pdf
-
- 農林水産省ホームページ 東日本大震災に関する情報
<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/index.html>
-
- 「放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値」
-
- 「東日本大震災について～「出荷制限要請等の状況」の更新について～」
-
- 「原子力発電所の事故に伴う出荷制限等への対応に関するQ & A」
-
- 「よくあるご質問と回答(野菜、しいたけ、米、牛乳・乳製品、肉と卵)」
-
- 「よくあるご質問と回答(魚介類)」
-
- 「米の放射性物質調査に関する説明会 会議資料」
-
- 「牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムの検出について」
-
- 「稲わら等の利用に関する全国調査について」
-

「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」

「牛肉のトレーサビリティと牛の個体識別(パンフレット)」

「野生きのこを採取される皆様への注意喚起について」(林野庁)

○ 厚生労働省ホームページ

「東日本大震災関連情報(水道・食品関係)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html>

「東日本大震災関連情報(水道・食品関係)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000016378.html>

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」
(平成23年 8月 4日原子力災害対策本部)

「母乳の放射性物質濃度等に関する調査について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001azxj.html>

「母乳の放射性物質濃度等に関する追加調査について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001b2bw-att/2r9852000001ccfc.pdf>

「今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000017x7l-img/2r98520000017xbn.pdf>

「水道水中の放射性物質モニタリングに関するQ & Aについて」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000018s3u-img/2r98520000018sc1.pdf>

「平成23年 4月 4日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会(参考人配布資料: 飲食物摂取制限の考え方)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000018iyb-att/2r98520000018k4t.pdf>

「食品中の放射性物質に関する検査結果」

http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/shokuhin.html

「野生キノコの放射性物質検査等について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001nk4i-att/2r9852000001nk66.pdf>

「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について(依頼)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001nni5-att/2r9852000001oslv.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001p1c5-att/2r9852000001p1gu.pdf>

-
- 原子力安全・保安院
ホームページ 「原子力百科事典ATOMICA」
<http://www.rist.or.jp/atomica/>
-
- 資源エネルギー庁 「放射線と暮らし～考えよう、放射線のこと～」
「原子力2011」
-
- 消費者庁ホームページ 「生鮮食品品質表示基準」
http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/pdf/kijun_01.pdf
「放射性物質に関する肉の検査結果がわかる牛の個体識別番号リスト」
-
- 千葉県ホームページ 出荷制限期間中の香取市産ホウレンソウの出荷について
(平成23年4月26日)」
<http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/press/h23/shukkaseigen-hourensou.html>
-

2. 関係機関、学会等

- 財団法人放射線影響協会
ホームページ http://www.rea.or.jp/kikaku/20110311/1f_qa.pdf

- 日本産科婦人科学会
ホームページ 「大気や飲食物の軽度放射性物質汚染について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内(続報)」(平成23年4月18日)
http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110418.pdf

- 「水道水について心配しておられる妊娠・授乳中女性へのご案内」
(平成23年3月24日)
http://www.jsog.or.jp/news/pdf/announce_20110324.pdf

- 日本小児科学会、
日本周産期・新生児医学会、
日本未熟児新生児学会 「食品衛生法に基づく乳児の飲用に関する暫定的な指標値100Bq/キログラムを超過する濃度の放射性ヨウ素が測定された水道水摂取」に関する、日本小児科学会、日本周産期・新生児医学会、日本未熟児新生児学会の共同見解(平成23年3月24日)
http://www.jpeds.or.jp/pdf/touhoku_6.pdf

- 放射線科学センター
ホームページ 「暮らしの中の放射線」
<http://rcwww.kek.jp/kurasi/index.html>

- 北陸電力ホームページ 「放射能と放射線「原子力発電所のまわりでは放射線の影響はないの？」」
http://www.rikuden.co.jp/atmqa/6_1.html

- 関西電力ホームページ 「プルサーマル計画プルトニウムは有害物質なのですか」
<http://www.kepc.co.jp/plu/25.html>



消費者庁

〒100-6178 東京都千代田区永田町2-11-1 山王パークタワー
TEL 03(3507)8800(代表)
URL <http://www.caa.go.jp>

平成23年10月21日(第5版)

平成23年5月30日(初版)